

## 平成 27 年度 第 3 回債権管理・回収等検証委員会 議事要旨（案）

1. 日 時 平成 28 年 2 月 29 日（月）15：00～17：00

2. 場 所 JICA 市ヶ谷ビル 2 階 セミナールーム 202AB

### 3. 議 事

- (1) アクセンチュア株式会社による回収状況分析及び検証等追加報告
- (2) 学校（大学等）との連携について
- (3) 高校生等への制度周知について
- (4) 報告書の方向性について
- (5) 自由討議
- (6) 次回日程について

### 4. 出席者

(◎委員) 50 音順

岩田委員（委員長）、木谷委員、佐々木委員、佐原委員、谷弁護士（宗野委員代理）、  
中井川委員、李委員

(○機構)

甲野理事、武田貸与部長、金井返還部長、石川奨学事業戦略課長

(△分析業務受託業者)

アクセント株式会社

※欠席

(□文部科学省)

井上学生・留学生課長

### 5. 議事概要

- (1) アクセンチュア株式会社による回収状況分析及び検証等追加報告

アクセント株式会社より、標記の報告が行われた。委員との質疑応答は次のとおり。

（返還説明会における好事例の収集について）

◎返還説明会における好事例の収集を提言しているが、具体的な内容を補足してほしい。例えば、悉  
皆調査を念頭に置いているのであろうか。

△奨学金貸与者数等の規模等に着目して学校を予め分類し、同じ区分に属する学校について減額返  
還・返還期限猶予制度の認知度や利用率等を比較する。その結果において何らかの差異が見られ  
れば、認知度や利用率の高い学校に対象を絞りつつ、各種説明会における取組例を情報収集してはど  
うかという提言である。

（要返還債権数に占める新規 3 ヶ月以上延滞債権の割合に関する推計について）

- ◎当該指標の分母である要返還債権数が前年度比で約19万件増加している。分母の増加に伴い分子も一定程度増加するのが通常であると思われるが、当該指標の分子である新規3ヶ月延滞債権数は前年度比ほぼ同水準に踏みとどまっている。そのような状況にあることの理由についてどのように考えているか説明してほしい。
  - ◎新規3ヶ月以上延滞債権数について、直近3ヶ月を見る限り、例年1月において件数が増加するといった傾向に変化は見られない。分母・分子の絶対値に着目すれば、分母の件数が増加する中で分子の増加が抑制できているとの見方は可能である。しかしながら、かかる傾向そのものの改善には至っていないとも言えよう。新規返還者に対するこれまでの施策には効果が無かったということになるのだろうか。
- △分母が増加したにもかかわらず分子の増加を抑制できている点に鑑み、これまでの施策には一定の効果があったと考える。例年1月に新規3ヶ月延滞債権数が増加する傾向に変化が見られない理由については、分子の増加を抑制できている理由とともに次回委員会にて報告することとしたい。

## (2) 学校（大学等）との連携について

機構より、標記の報告が行われた。委員との質疑応答は次のとおり。

（学校からの卒業生に対する働きかけについて）

- ◎平成27年度における「学校からの卒業生に対する働きかけ」の効果について、平成28年1月末の状況を実施校・未実施校で比較すると、延滞債権の割合は実施校・未実施校ともに前年同月比で低下していたと理解してよいか。
- ご指摘のとおりである。しかしながら、0.1ポイントの差とはいえ、実施校の方が未実施校に比べて延滞債権の割合の低下がより進んでいた。
- ◎学校からの卒業生に対する働きかけについては、機構のためのみならず、卒業生自身のためになる施策でもある。社会人とはいえた新卒の段階ではまだ未熟であろう。延滞が進むと個人信用情報の登録という重大事もありうる。最初が肝心との発想から、卒業初年度くらいは注意喚起のため各学校よりご連絡をいただき、振替の残高不足を防止すべく連携して対処することが重要。学校によって対応が分かれることは、公平性の見地から憂慮される事態である。困難ではあるが、教育施策として、各学校も前向きに検討する必要があるだろう。
- ◎学校と機構の連携という趣旨に異論はない。しかし、卒業生との関係は、在学生との関係と異なる。費用負担の如何よりも、卒業生が対象になるという本質的な部分で違和感がある。在学生に対しては生活指導という側面から様々な働きかけを行いうるが、卒業生に対しては何らかの「指導」を行いうる立場にはない。単なる注意喚起の趣旨であっても、「指導」に該当するのではないかが懸念される。むしろ大学は卒業生に対して、寄付金を依頼する等、「お願い」をする立場にある。在学生に対する指導ならば、対応可能な余地が大きい。例えば、機構より示された資料等に基づき返還説明会を実施しているが、その内容を在学生により一層周知徹底するといった点については改善の余地があると思われる。
- ◎近年、学生支援の一環として卒業生支援といった考え方も提唱されている。延滞に陥った卒業生に対する支援という考え方については、どのようにお考えか。

- ◎卒業生支援といった枠組みで捉えることも充分考えられる。現在の取組例としては、離職した卒業生に対する就職支援・キャリア支援を行っている。奨学金の返還については、延滞に陥る可能性が生じた卒業生からの相談に乗るといった支援はあり得ると思われるが、卒業生全員を対象とするのは難しい。
- ◎卒業生の情報について、学校はどの程度把握しているのだろうか。
- ◎同窓会等を通じて把握することとなるが、住所の追跡は困難。年月が経てば尚更である。
- ◎最近の学生は、差出人が学校であろうとも、機構であろうとも、封書を開封・閲覧しない傾向が強いように思われる。一方、メールであれば閲覧に至る可能性は高まると思われる。スカラネット・パーソナル等を通じて最新のメールアドレスを把握する施策を検討してはどうか。学校からの働きかけについても、かかるメールアドレスが共有されれば取り組みやすい。
- ◎現行の規程上、メールアドレスの変更を機構に届け出ることは義務ではない。規程を改正するか、あるいは『返還のてびき』等による案内を通じて任意での登録を推奨するか、様々な手法が考えられる。住所ならば最新の情報を住民票で追跡しうるが、メールアドレスの追跡は困難であることも踏まえつつ、携帯電話向けのショートメッセージサービス（SMS）やメールアドレスの活用については検討が必要であろう。

(学校別奨学金情報の公表について)

- ◎学校団体加盟校の意見を紹介したい。学校別奨学金情報の公表について、その実施に当たっては、波及効果も慎重に踏まえて行ってほしい。延滞者については、所得・雇用形態・地域性等の社会学的な区切りによって一定の傾向が見えてくる。また、奨学生については、予約採用の枠組みで高校在学時に申し込んでいる者が多い。延滞の発生が全て大学等において起因するとは限らない状況において、卒業校の枠組みで延滞情報を公表することは、私学の経営を悪化させ学生への指導に努力している学校職員を追い詰める事態を招来しかねない。どのようなカテゴリーに延滞者がいるのかを併せて情報発信することが重要である。
- ◎在学採用者に比べて予約採用者の方が延滞に陥る者の割合が少ないという傾向があると承知しているが、その点如何か。
- ◎予約採用に言及した理由は、必ずしも予約採用者が第一志望の学校に入学している訳ではないことを示す材料を提示したに過ぎない。どこの大学においても、8割以上は不本意な入学である。そのような状況において、規模が小さくとも頑張って教育を行っている学校は多い。国民への説明責任という美名の下に、高等教育を支える私学を追い詰めることは如何なものか。公表の手法については機構も熟慮してほしい。

(3) 高校生等への制度周知について。

機構より、標記の報告が行われた。委員との質疑応答は次のとおり。

- ◎高校生においては大学生に比べて先生との関係が密であるため、先生の話を素直に聞く傾向があるのではないか。高校の先生方への制度周知も重要であると思われる。

- ◎ 予約採用の申込みに関して、学生が高校教諭より誤った情報を得ているのではないかが懸念される。  
採用候補者向けに説明会を実施するだけでも後々の状況が異なってくるのではないか。
- ◎ 学生が奨学生について誤った認識を持って進学しているのではないかとの懸念については同感である。大学において改めて一から指導している状況である。
- ◎ 予約採用と在学採用でガイダンスの内容が異なるのだろうか。
- 在学採用に関する説明会については、関係する大学等に対して具体的に依頼している。一方、高校に対しては、そこまで厳密なものではない。
- ◎ 予約採用に係る奨学生における制度の認知度について、我が校においては重大な問題であるとは認識していない。とはいっても、高校生等への制度周知については重要な事項であるので、今後も前向きに検討していくべきである。

#### (4) 報告書の方向性について

機構より、標記の報告が行われた。

#### (5) 自由討議

(返還意識の涵養について)

- ◎ 返還意識の涵養については、返還困難な状況に陥った際は機構に連絡・相談するといった意識付けを行うことも重要であろう。
- 機構において実施している『返還開始のお知らせ』を返還者の親にも通知することとしてはどうか。連帯保証人でなくとも、親も含めて返還への意識を涵養することが重要であると思われる。
- 法的に可能かどうかも含めて検討することとした。

(返還金振替口座について)

- 在学生に対する働きかけについての私見であるが、奨学生の申込時あるいは貸与中より将来の返還に対する意識付けを行うべく、奨学生振込口座を返還金振替口座として設定できるようにしてはどうか。
- 奨学生申込時あるいは貸与中からの返還意識の涵養については、機構も重要視している課題である。現在、奨学生申込者向けのパンフレット等において、機構の奨学生は貸与型であることを明記する等の取組みを行っているが、奨学生振込口座が返還金振替口座として活用できれば、一定の効果は見込まれるだろう。ただ、金融機関によっては、一定の期間において振替の取引履歴が無い口座が閉鎖されるという取扱いがあると承知している。

- 取引履歴の無い口座を存続させるという点等については、金融機関における通常の取扱いと異なるため各金融機関ごとに対応が分かれると思われる。かかる課題を克服するには、全国銀行協会を通じた横断的な取組みが必要である。

(適切な貸与月額の選択について)

- 貸与月額選択の適切性について問題意識を持っている。卒業時において1,000万円を借りている者と500万円を借りている者とでは状況が異なると思われる。仮に貸与総額が1,000万円を超える場

合、毎月4万円～5万円を20年かけて返還することとなるが、これは妥当と言えるだろうか。学生生活の適切な運営という観点より何らかのカウンセリングが必要であると考えるが、この点如何か。

- 適正な貸与月額選択に関する指導においては、機構及び学校においても取組みを行っている。具体的な取組みとしては、適格認定時に奨学生に収支状況を報告してもらい、貸与月額の適切性についてチェックを行っている。このほか、平成28年度からの新たな取組として、必要に応じて学校にて面談を実施していただけるように、併用貸与者のうち第二種奨学金について最高月額を希望する者を学校において把握できるソフトを提供することとしている。加えて、奨学金申込時におけるスカラネット手続きにおいて、返還の義務や返還困難な場合の救済策等、10個の確認項目を設け、これら全てを正しく理解しない限り奨学金申込手続きを進められないような仕様とする予定である。このような取組みで充分であるかは議論のある点であると承知しているが、いずれにせよ貸与月額の適切性については重要な検討課題であると認識している。
- 本委員会は、奨学金の返還という出口戦略を主に扱うものと承知しているが、入口戦略も考えなければいけない段階に来ているのではないか。機構の奨学金貸与に関する審査は、民間の教育ローンに比べて非常に甘い。経験則ではあるが、例えば連帯保証人が多重債務者であったりするような場合は、将来の返還に悲観的な印象を持つ。返還の見込のない者にも奨学金を貸与するのは如何なものか。高等教育には途方もないお金がかかるところ、入口戦略についても学校と機構が共に考えていく必要があるのではないか。
- 教育施策である奨学金制度においては、学修意欲と能力があれば奨学金の貸与を受けられる点、すなわち民間金融機関における意味での与信を行わない点に制度の根幹がある。
- 返還金の回収率を追求するのであれば、入口の在り方を考えるべき段階に来ているのではないかという点を指摘したい。学校においては、在学中の説明会の拡充という点ならば対応できる。また、学生に対しても、将来何をやりたいのか等を厳密に問うべきである。
- 現在いくら必要という観点からではなく、いくらならば返還できるかという、返還から逆算して考えることが民間金融機関では通常である。就職・結婚・出産・子育てといった将来のライフイベントを踏まえたマネーライフプランを分かりやすいビジュアルで明示することが必要であると思われる。
- マネーライフプランとなると、奨学金事業の範疇を超えるような印象もあるが、然るべく関係機関に働きかけて参りたい。
- 学生の段階においては、子育てにいくらかかるかといった点について具体的なイメージを持ちづらい。また、モデルプランを示しても、自分はモデルケースよりも稼ぐだろうと想像する学生もいる。このような状況も踏まえつつ、金融教育を行っていく必要がある。
- 我が校においては、奨学金の利用に慎重な傾向が窺われる。学生全体で見た場合の借入総額が減少傾向にある点を報告したい。

#### (6) 次回日程について

機構より、次回委員会は平成28年3月23日（水）に開催される旨が報告された。

以上